

**申告期間**  
**3/15月**  
**まで**

# 市・府民税の申告 所得税の確定申告

税の申告を次のとおり受け付けます。会場・日時などを確認のうえ、期間内に申告してください。  
申告期間前半は窓口が混雑しますので、あらかじめご了承ください。

**問合せ**

- e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（作成コーナーの使い方など） ☎ 0570 (01) 5901 へ
- マイナンバー総合フリーダイヤル（ICカードリーダーの設定など） ☎ 0120 (95) 0178 へ
- 吹田税務署 ☎ 06 (6330) 3911 へ

## 申告の受付会場・期間

| 区分       | 会場  | 期間（土・日曜日・祝日を除く）  |
|----------|---|--|
| 市・府民税の申告 | 市役所 1階ロビー   | 2月16日（火）～3月15日（月）<br>午前9時～12時・午後1時～5時  |
| 所得税の確定申告 | 吹田税務署<br>（吹田市片山町3-16-22）<br>※3月19日（金）まで税務署駐車場は閉鎖    | 2月16日（火）～3月15日（月）<br>午前9時～午後4時<br>※2月21日（日）・2月28日（日）は実施。   |
|          | コミュニティプラザ<br>（南千里丘5-35）<br>2階（提出コーナー）<br>3階（相談コーナー） | 2月8日（月）・9日（火）・10日（水）<br>午前9時半～午後4時（受付は午前9時～午後3時まで）<br>※相続税・贈与税・譲渡所得などの相談は行っていません。<br>※作成済みの申告書などは、2階提出コーナーで受け付けます。 |

## 確定申告作成会場での 感染症対策にご協力を

- ①会場内の混雑緩和のため、入場には各会場当日配付する「入場整理券」が必要です。※税務署会場ではLINEによるオンライン事前発行も可（詳細は国税庁ホームページへ）
- ②入場はマスクを着用し、入口などで手指消毒をしてください。マスクの着用がない場合、入場をお断りする場合があります。
- ③入場時に検温を実施しています。37.5度以上の発熱や咳など風邪の症状がある場合は、入場をお断りする場合があります。
- ④発熱などの症状がある人や体調のすぐれない人は、無理をせずに、後日あらためてご来場ください。また、3密回避のためなるべく一人でお越しください。
- ⑤ボールペンや計算器具などをご持参ください。

## 税務署へ提出する申告書には マイナンバー（個人番号）の記載を

申告手続きには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

- **マイナンバーカードを持っている人**  
マイナンバーカードがあれば、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要になります。
- **マイナンバーカードを持っていない人**  
次の2点が必要です。  
▽ **番号確認書類** 通知カード（記載事項に変更の無いもの、または、正しく変更手続きが取られているもの）、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（いずれもマイナンバーの記載のあるもの）などのうちいずれか1つ  
▽ **身元確認書類** 運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳などのうちいずれか1つ

## 市・府民税の申告

市・府民税の申告の受け付けをホームページのとおり行います（郵送も可能です）。

**問合せ** 〒566-8555  
（住所不要）市民税課市民税係

### 申告が必要な人

- ▼令和3年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人
- ・前年中（令和2年1月1日～令和2年12月31日）に営業、農業、不動産、配当などの所得があった人
- ・給与所得者（パート・アルバイトを含む）で勤務先から市へ給与支払報告書（源泉徴収票）の提出がない人
- ・主たる給与所得以外の所得が20万円以下の人
- ・前年中に会社を退職した人

▼令和3年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所・店舗などを持っている人

※国民健康保険料・介護保険料などの算定資料および諸証明の資料になりますので、前年中に所得がなかった人も申告が必要です。

### 申告が必要でない人

▼令和2年分の所得税の確定申告をする人

▼給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されている人

▼公的年金収入のみで、各種所得控除を受けない人

※年末調整未済の源泉徴収票を持っている場合や2力所以上から給与の支払いを受けている場合、営業や不動産の収入がある場合は、市・府民税の申告ではなく、所得税の確定申告が必要になることがあります。

### 申告に必要なもの

- ▼前年中の所得を証明する書類（源泉徴収票など）
- ▼各種所得控除を受ける人は、前年中に支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金、小規模企業共済などの証明書（領収書）、医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書、身体・精神障害者手帳、療育手帳、学生証などの控除に係る事項を証明するもの
- ▼印鑑

▼本人確認書類（マイナンバーを確認できる書類と身元確認書類）

※代理人の場合は、代理人自身の身分確認書類・委任状に加えて、申請者本人の番号確認書類の写しが必要

▼被扶養者・専従者の番号確認書類の写し

## 障害者控除対象者 認定書の発行

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない場合でも、要支援2以上の認定を受けている65歳以上で手帳の交付と同程度の障害がある人には、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

同認定書は、市・府民税や所得税において障害者控除の適用を受けるために必要となります。希望者は印鑑を持参して、市役所1階・高齢介護課で手続きをしてください。

※認定書の発行には2週間程度かかります。

**問合せ** 高齢介護課介護保険係へ

## 所得税の確定申告

確定申告会場は、多くの納税者が来場し、大変混雑します。

令和2年分確定申告では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場の「3密を回避」する必要があります。

このため、自宅から「国税庁ホームページ」を利用し、マイナンバーカードまたはID・パスワードによるe-Tax（パソコン、スマホ）

申告にご協力をお願いします。特に、給与所得や雑所得（公的年金など含む）、一時所得の確定申告は、スマホで簡単に手続きできます。

※マイナンバーカードの取得は市民課、申告用のID・パスワードの取得は吹田税務署へ

### 医療費控除を受ける人へ

医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

※医療費の領収書は5年間保存する必要があります。税務署から求められたときは提出が必要です。

### ふるさと納税をした人へ

寄附先自治体にふるさと納税ワンストップ特例の申請を行った場合でも、次の場合は、その年のふるさと納税の全額を確定申告または市・府民税申告を行う必要があります。

- ①確定申告書や市・府民税申告書を提出する場合
- ②ふるさと納税の自治体が6団体以上となる場合

**問合せ** 市民税課へ